

第8回多可町子ども・子育て会議

平成27年 8月4日（火）
午後3時～
多可町中央公民館 中会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協議事項

- 1) 平成28年度幼稚園・保育所利用者負担額（案）について
延長保育料、一時預かり事業利用料について
- 2) 通園バスについて
- 3) 育児休業取得中の既に保育を利用している子どもの継続利用について他
- 4) 学童保育について
- 5) 病児保育事業の開始について
- 6) 公私連携によるキッズランドの運営について

4. その他

- 1) 次回の会議開催予定 第9回子ども・子育て会議
日 時 平成27年 11月 日（ ）午後3時～午後5時
場 所 多可町中央公民館 中会議室

5. 閉 会

平成27年度 多可町子ども・子育て会議 名簿

任期H27.4.1～H29.3.31

(順不同・敬称略)

区分	選出区分	委員氏名	所 属 等	備考
1号	識見を有する者	鈴木 正 敏	兵庫教育大学	
		木俣 美代子	前キッズランドかみ所長	
2号	保護者代表	荻野 三重子	あさかこども園保護者	
		市位 かおり	四恩こども園保護者	
		藤原 彩 美	キッズランドかみ保護者	
		橋本 尚 子	キッズランドやちよ保護者	
3号	学校園代表	高見 英 明	八千代南小学校長	
		高橋 邦 栄	みどりこども園長	
		清水谷 善道	あさかこども園長	
		岡 原 静	四恩こども園長	
		上野 仁 久	ちびっこランドらくえん施設長	
		多方 由紀美	キッズランドかみ所長	
		萬 浪 久 恵	キッズランドやちよ所長	
4号	地域・関係機関代表	藤田 建 三	区長会	
		笹 倉 隆	民生委員児童委員協議会	
		岡本 美 紀	子育てふれあいセンター	

委員16名

事務局

多可町教育委員会	岸原 章	教育長	
	今中 孝介	こども未来課長	
	足立 貴美代	こども未来課副課長	

1. 教育標準時間認定(1号認定)の子ども

国が定める基準		町が定める額	
階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円	①生活保護法による被保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円	②町民税非課税世帯及び町民税均等割のみの世帯	0円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	③町民税所得割のある世帯	3歳児 6,000円 4・5歳児 4,000円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円		
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以下	25,700円		

平成28年度幼稚園保育料(案)

幼稚園名	定員	保育料(月額)	給食費(月額)	教材費
加美幼稚園	160名	3歳児 6,000円 4・5歳児 4,000円	3,000円	1,000円
八千代幼稚園	160名	3歳児 6,000円 4・5歳児 4,000円	3,000円	
みどりこども園 幼稚園部	15名	3歳児 6,000円 4・5歳児 4,000円	3,000円	1,000円
あさかこども園 幼稚園部	25名	3歳児 6,000円 4・5歳児 4,000円	3,000円	1,000円
四恩こども園 幼稚園部	15名	3歳児 6,000円 4・5歳児 4,000円	3,000円	1,000円

※給食費の金額は予定です。

※3歳から小学校3年(8歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とします。

平成27年度保育所徴収金基準額表

(月額/人、単位:円)

階層	階層区分	乳児	1・2歳児	3歳児	4歳児	5歳児 ※1
第1	生活保護法による被保護世帯(単世帯を含む)	0	0	0	0	0
第2	町民税 非課税世帯	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400
第3	所得割課税額 48,600円未満	17,500	17,500	14,800	14,800	14,800
第4	所得割課税額 48,600円以上 73,000円未満	25,000	25,000	22,300	22,300	16,500
第5	所得割課税額 73,000円以上 97,000円未満	27,000	27,000	24,300	24,300	
第6	所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	38,000	38,000	35,300	30,500	
第7	所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	40,000	40,000	37,300	32,500	
第8	所得割課税額 169,000円以上 235,000円未満	52,900	52,900	38,000		
第9	所得割課税額 235,000円以上 301,000円未満	54,900	54,900			
第10	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	72,000	72,000			
第11	所得割課税額 397,000円以上	93,600	79,200			

※1 町内の保育所に通所している児童に限ります。

※児童の属する世帯が次の階層に認定された場合は、次表の徴収基準額とします。

(1)「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子で、現に児童を扶養している世帯及びこれに準じる父子世帯

(2)「在宅障害児(者)のいる世帯」

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者

階層	階層区分	乳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児
第2	町民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	所得割課税額 48,600円未満	16,600	16,600	13,900	13,900

※小学校就学前(0～5歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とします。

※満18歳未満の子どもが3人以上いる場合、3人目以降の子どもの保育料は、3分の1になります。

平成28年度保育所徴収金基準額表

(案)

(月額/人、単位：円)

階層	階層区分	3歳児未満		3歳児		4歳児		5歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯 (単世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	町民税 非課税世帯	8,100	7,100	5,400	4,400	5,400	4,400	5,400	4,400
第3	所得割課税額 48,600円未満	17,500	16,500	14,800	13,800	14,800	13,800	14,800	13,800
第4	所得割課税額 48,600円以上 73,000円未満	25,000	24,000	22,300	21,300	22,300	21,300	16,500	15,500
第5	所得割課税額 73,000円以上 97,000円未満	27,000	26,000	24,300	23,300	24,300	23,300		
第6	所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	38,000	37,000	34,500	33,500	28,200	27,200		
第7	所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	40,000	39,000						
第8	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	52,900	51,900						
第9	所得割課税額 301,000円以上	72,000	71,000						

※1 町内の保育所に通所している児童に限ります。

※児童の属する世帯が次の階層に認定された場合は、次表の徴収基準額とします。

(1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子で、現に児童を扶養している及びこれに準じる父子世帯

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者

階層	階層区分	3歳児未満		3歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2	町民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	所得割課税額 48,600円未満	16,600	15,600	13,900	12,900

※小学校就学前(0～5歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とします。

※満18歳未満の子どもが3人以上いる場合、3人目以降の子どもの保育料は、3分の1になります。

町が定める利用者負担額

市町名 : 多可町

1. 教育標準時間認定(1号認定)の子ども

国が定める基準	
階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以下	25,700円

町が定める額	
階層区分	利用者負担
①生活保護法による 被保護世帯	0円
②町民税非課税世帯及び 町民税均等割のみの世帯	0円
③町民税所得割のある世帯	3歳児 6,000円 4・5歳児 4,000円

2. 3歳以上の保育認定(2号認定)の子ども

国が定める基準		
階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円

町が定める額						
階層区分	利用者負担					
	3歳児		4歳児		5歳児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯	5,400円	4,400円	5,400円	4,400円	5,400円	4,400円
③所得割課税額48,600円未満	14,800円	13,800円	14,800円	13,800円	14,800円	13,800円
④所得割課税額73,000円未満	22,300円	21,300円	22,300円	21,300円	16,500円	15,500円
⑤所得割課税額97,000円未満	24,300円	23,300円	24,300円	23,300円		
⑥所得割課税額133,000円未満	34,500円	33,500円	28,200円	27,200円		
⑦所得割課税額169,000円未満						
⑧所得割課税額301,000円未満						
⑨所得割課税額301,000円以上						

3. 3歳未満の保育認定(3号認定)の子ども

国が定める基準		
階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

町が定める額		
階層区分	利用者負担	
	3歳児未満	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護法による 被保護世帯	0円	0円
②町民税非課税世帯	8,100円	7,100円
③所得割課税額 48,600円未満	17,500円	16,500円
④所得割課税額 73,000円未満	25,000円	24,000円
⑤所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,000円
⑥所得割課税額 133,000円未満	38,000円	37,000円
⑦所得割課税額 169,000円未満	40,000円	39,000円
⑧所得割課税額 301,000円未満	52,900円	51,900円
⑨所得割課税額 301,000円以上	72,000円	71,000円

平成26年度 保育料措置費等一覽

措置費等

		施設数	定員		措置数	措置費総額	国基準保育料	市基準保育料	H26	H27見込	H28予定
三木市	公立	4	345	1,455	19,881	1,319,840,270	525,852,270	229,261,000	43.60%	40.00%	40.00%
	私立	10	1,110								
加西市	公立	9	630	1,130	11,857	724,599,650	315,951,120	221,232,000	70.02%	70.00%	70.00%
	私立	5	500								
加東市	公立	3	275	1,080	14,140	966,253,580	410,891,040	302,088,000	73.52%	70.00%	70.00%
	私立	11	805								
西脇市	公立	0	0	930	11,587	748,730,210	298,219,270	218,982,100	73.43%	75.00%	75.00%
	私立	8	930								
小野市	公立	0	0	1,470	18,545	1,143,967,120	519,046,950	366,181,900	70.55%	70.00%	70.00%
	私立	14	1,470								
多可町	公立	2	240	480	5,772	359,734,120	147,559,060	101,315,500	68.66%	67.00%	66.00%
	私立	3	240								

延長保育料・一時預かり事業利用料について

◆来年度から保育短時間（8時間）と保育標準時間（11時間）の利用料を設定することに伴い、保育短時間における延長保育料を検討するとともに、現在の標準時間の18:30～19:00（30分間）の延長保育料を見直す。

多可町立保育所（園）一時預かり事業実施要綱

第3条

(2) 事業の利用時間は午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、幼稚園を利用している家庭の利用時間は、午後1時30分から午後7時までとし、教育課程に係る教育が行われない場合は、午前7時30分から午後7時までとする。



保育園部の場合



子ども・子育て支援新制度「一時預かり事業（幼稚園型）」創設

1号認定子どもを対象に教育標準時間の前後や長期休みに実施。

- 利用料金（案）・・・平日1時間1000円・日額5000円限度（国の利用基準400円+おやつ代100円）
休日（土曜・長期休暇）日額1,000円（国の利用基準800円）

保育短時間の延長保育料

- 利用料金（案）・・・1時間1000円。※ただし午後6時30分から午後7時までは1回〇〇〇円とする。

★延長保育利用申込書

延長保育利用申込書 時間外保育者確認票

(月分)

お子さんの名前	(くらみ)
保護者氏名	

	利用希望日 (曜日)	早朝希望の場合	A.短時間認定 (~18:30) の場合 B.標準時間の場合/A+18:30以降分	お迎え時間	備考	保護者 確認	園確認
1	日 ()	[] 7:30~8:30	A [] 16:30~ (時間) B [] 18:30~19:00 (200円)	:			
2	日 ()	[] 7:30~8:30	A [] 16:30~ (時間) B [] 18:30~19:00 (200円)	:			
3	日 ()	[] 7:30~8:30	A [] 16:30~ (時間) B [] 18:30~19:00 (200円)	:			
4	日 ()	[] 7:30~8:30	A [] 16:30~ (時間) B [] 18:30~19:00 (200円)	:			
5	日 ()	[] 7:30~8:30	A [] 16:30~ (時間) B [] 18:30~19:00 (200円)	:			
6	日 ()	[] 7:30~8:30	A [] 16:30~ (時間) B [] 18:30~19:00 (200円)	:			
7	日 ()	[] 7:30~8:30	A [] 16:30~ (時間) B [] 18:30~19:00 (200円)	:			
8	日 ()	[] 7:30~8:30	A [] 16:30~ (時間) B [] 18:30~19:00 (200円)	:			
9	日 ()	[] 7:30~8:30	A [] 16:30~ (時間) B [] 18:30~19:00 (200円)	:			
10	日 ()	[] 7:30~8:30	A [] 16:30~ (時間) B [] 18:30~19:00 (200円)	:			
計		◆ 時間	A 時間 B 回				

【園記入欄】

時間合計	◆ + A 時間	延長保育利用料1Hあたり	100円
18:30~19:00 利用回数	B 回	ただし18:30~19:00	200円
利用料金	@100円×時間		
	@200円×回数		
合計			

改正

平成23年4月28日教委告示第8号

多可町立保育所（園）一時預かり事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育所（園）を利用していない家庭並びに加美幼稚園及び八千代幼稚園（以下「幼稚園」という。）を利用している家庭において、保護者の就労形態の多様化や疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合、また、保護者の育児疲れによる心理的、肉体的負担を軽減するため、多可町の公立保育所（園）（以下「保育所」という。）において、一時預かり事業（以下「事業」という。）を実施するに際し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容及び対象児童）

第2条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）非定期型保育 保護者の就労形態により、家庭での保育が断続的に困難となる就学前児童が対象となる。
- （2）緊急的保育 保護者の疾病、入院等により、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる就学前児童が対象となる。
- （3）私的理由保育 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担感を解消するために保育を必要とする就学前児童が対象となる。

（実施日及び利用時間）

第3条 一時預かりの実施日及び時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- （1）実施日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、多可町立保育所規則（平成23年多可町教育委員会規則第3号）に定める休日を除く。
- （2）事業の利用時間は午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、幼稚園を利用している家庭の利用時間は、午後1時30分から午後7時までとし、教育課程に係る教育が行われない場合は、午前7時30分から午後7時までとする。

（利用申込み）

第4条 事業の利用を希望する保護者は、当該保育所長を通じ、町長に一時預かり事業利用申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、利用の可否を決定し、一時預かり事業利用決定通知書(様式第2号)を、当該保育所長を通じて保護者に通知するものとする。

(利用の停止)

第6条 町長は、次の各項に該当すると認めるときは、当該児童の事業の利用を停止することができる。

- (1) 第2条各項に該当しなくなったとき。
- (2) その他、町長が不相当と認めるとき。

(利用料)

第7条 保護者は、事業を実施するために必要な利用料として、保育所(園)を利用していない家庭については別表第1に定める額を、幼稚園を利用している家庭については別表第2に定める額を利用最終日に納付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月28日教委告示第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表第1 (第7条関係)

保育所(園)を利用していない家庭の利用時間等	利用金額(1回当たり)	
	3歳未満	3歳以上
年齢		
4時間以内	1,750円	1,500円
4時間を超え8時間以内	3,500円	3,000円

別表第2 (第7条関係)

幼稚園を利用している家庭の利用時間	利用金額(1回当たり)
3時間以内	960円
3時間を超え4時間以内	1,280円

4 時間を超え5.5時間以内	1,760円
5.5時間を超え8時間以内	2,560円
8 時間を超える時間	3,000円

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

中区通園バス時刻(案)

2台運行

1号車(みどり・あさかこども園)

登 園		降 園		降 園		降 園	
場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)
	時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)
間子	7:50	みどり こども園発	13:30	みどり こども園発	16:00		
	7:51		〃		〃		
鍛冶屋	7:53	安楽田	13:33	牧野	16:01		
	7:54		〃		16:01		
牧野	7:57	高岸	13:37	東山	16:06		
	〃		〃		16:03		
東山	8:04	間子	13:41	高岸	16:09		
	〃		〃		16:07		
門前	8:08			鍛冶屋	16:13		
	〃				16:11		
安楽田	8:12						
	〃						
高岸	8:18						
	〃						
みどりこども園着発	8:22						
	8:21						
奥中	8:30						
	7:58						
中村町	8:35						
	8:03						
役場	8:36						
	8:04						
あさかこども園着	8:41						
	8:20						

「現行3台を2台へ改正することによる違いなど」

○2台運行により乗車時間は、約32分(みどりこども園行)と約11分(あさかこども園行)となる。

現行の乗車時間は、みどりこども園約30分、あさかこども園約22分

四恩こども園約21分

○2台運行により、奥中・中村町・役場区間において、登園が現行の運行時刻より約32分程度

遅くなる。降園については、現行と変わらない。

(参考)現行の中区通園バスの乗車定員 大人3人+幼児51人

○運行管理業務委託費の比較

現 行	年間	13,800,000 円	平日・土曜とも3台運行
改正案A	年間	10,600,000 円概算	平日・土曜とも2台運行
改正案B	年間	9,900,000 円概算	◎平日2台・土曜1台による運行
改正案C	年間	9,100,000 円概算	平日のみ2台運行 *土曜は無し

中区通園バス時刻(案)

2台運行

2号車(四恩・あさかこども園)

登 園		降 園		降 園		降 園	
場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)
	時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)
坂本	7:57	四恩 こども園発	13:25	四恩 こども園発	15:55		
	7:57		13:30		16:00		
西安田	8:02	西安田	13:32	東安田	16:01		
	8:02		13:37		16:06		
中安田	8:10	あさか こども園発	13:40	あさか こども園発	16:10		
	8:10		13:30		16:00		
東安田	8:12	茂利	13:42	茂利	16:13		
	8:12		13:32		16:03		
四恩 こども園着	8:18	糶屋	13:44	奥中	16:16		
	8:18		13:34		16:06		
中村町	8:25	安坂	13:46	役場	16:18		
	8:07		13:36		16:08		
安坂	8:26	中村町	13:48	中村町	16:20		
	8:08		13:38		16:10		
森本	8:29	役場	13:49	糶屋	16:22		
	8:10		13:39		16:12		
糶屋	8:34	奥中	13:53	森本	16:26		
	8:15		13:43		16:16		
茂利	8:37						
	8:18						
あさか こども園着	8:40						
	8:20						

「現行3台を2台へ改正することによる違いなど」

○2台運行により乗車時間は、約15分(あさかこども園行)と約21分(四恩こども園行)となる。

現行の乗車時間は、みどりこども園約30分、あさかこども園約22分

四恩こども園約21分

○2台運行により、現行の登園時刻が早い個所で約15分程度、遅い個所で約20程度となる。

降園については、現行の運行時刻より約10分程度遅くなる。

(参考)現行の中区通園バスの乗車定員 大人3人+幼児51人

加美区通園バス時刻(案)

2台運行

1号車(鳥羽～山口～三谷～豊部～キッズ～奥荒田～的場)

登 園		降 園		降 園		降 園	
場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)
	時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)
鳥羽	7:30						
	8:08						
清水	7:38						
	8:16						
轟	7:41						
	8:19						
山口	7:44						
	8:21						
西山	7:46						
	8:12						
市原	7:51						
	8:16						
三谷	7:57						
	8:22						
門村	8:00						
	8:25						
杉原	8:05						
	8:27						
豊部	8:08						
	8:32						
キッズ ランド着	8:21						
	8:48						
キッズ ランド発	8:30						
奥荒田	8:39						
	8:15						
的場	8:45						
	8:19						
キッズ ランド着	8:50						
	8:37						

「現行3台を2台へ改正することによる違いなど」

○2台運行により乗車時間は、約51分(鳥羽～キッズ行)と約11分(奥荒田～キッズ行)となる。

現行の乗車時間は、1号車約46分、2号車約42分、3号車約34分

○2台運行により、現行の登園時刻が早い個所で約40分程度、遅い個所で約25分程度となる。

登園時刻が鳥羽では、7時30分となる。

(参考)現行の加美区通園バスの乗車定員 大人3人+幼児49人

○運行管理業務委託費の比較

現 行	年間	13,900,000 円	平日・土曜とも3台運行
改正案A	年間	14,200,000 円概算	◎平日3台・土曜1台による運行
改正案B	年間	11,500,000 円概算	平日・土曜とも2台運行
改正案C	年間	9,900,000 円概算	平日のみ2台運行 *土曜は無し

加美区通園バス時刻(案)

2台運行

2号車(大袋～箸荷～豊部～多田～キッズ～西脇～山野部)

登 園		降 園		降 園		降 園	
場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)
	時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)
大袋	7:25						
	8:08						
丹治	7:30						
	8:27						
大袋	7:33						
	8:31						
箸荷	7:38						
	8:33						
観音寺	7:42						
	8:40						
奥豊部	7:44						
	8:42						
豊部	7:48						
	8:46						
熊野部	7:58						
	8:42						
多田	8:06						
	8:05						
キッズ ランド着	8:14						
	8:50						
キッズ ランド発	8:30						
寺内	8:36						
	8:23						
西脇	8:39						
	8:27						
山野部	8:42						
	8:29						
キッズ ランド着	8:50						
	8:37						

「現行3台を2台へ改正することによる違いなど」

○2台運行により乗車時間は、約49分(大袋～キッズ行)と約14分(奥荒田～キッズ行)となる。

現行の乗車時間は、1号車約46分、2号車約42分、3号車約34分

○2台運行により、現行の登園時刻が早い個所で約1時間程度、遅い個所で約12程度となる。

登園時刻が大袋では、7時25分となる。

(参考)現行の加美区通園バスの乗車定員 大人3人+幼児49人

八千代区通園バス時刻(案)

2台運行

1号車(大屋～中村～赤坂～中野間～下野間～仕出原)

登 園		降 園		降 園		降 園	
場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)
	時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)
大屋	8:08	キッズ ランド発	13:30	キッズ ランド発	16:30		
	8:19		//		//		
坂本	8:11	仕出原	13:31	仕出原	16:31		
	8:22		//		//		
中村	8:13	野田 (下野間)	13:35	野田 (下野間)	16:35		
	8:24		//		//		
横屋	8:16	野口 (下野間)	13:36	野口 (下野間)	16:36		
	8:27		//		//		
下村	8:17	花の宮 (中野間)	13:39	花の宮 (中野間)	16:39		
	8:28		13:48		16:48		
門田	8:19	片瀬 (中野間)	13:41	片瀬 (中野間)	16:41		
	8:30		13:50		16:50		
赤坂	8:21	三室 (中野間)	13:44	三室 (中野間)	16:44		
	8:32		13:33		16:33		
俵田	8:22	俵田	13:48	俵田	16:48		
	8:33		13:37		16:37		
三室 (中野間)	8:26	赤坂	13:49	赤坂	16:49		
	8:37		13:38		16:38		
片瀬 (中野間)	8:29	門田	13:51	門田	16:51		
	8:21		13:40		16:40		
花の宮 (中野間)	8:31	下村	13:53	下村	16:53		
	8:23		13:42		16:42		
野口 (下野間)	8:34	横屋	13:54	横屋	16:54		
	8:35		13:43		16:43		
野田 (下野間)	8:35	中村	13:57	中村	16:57		
	8:36		13:46		16:46		
仕出原	8:39	坂本	13:58	坂本	16:58		
	8:40		13:47		16:47		
キッズ ランド着	8:40	大屋	14:02	大屋	17:02		
	8:41		13:51		16:51		

「現行3台を2台へ改正することによる違いなど」

○2台運行により乗車時間は、約32分となる。

現行の乗車時間は、1号車約20分、2号車約19分、3号車約27分

○2台運行により、登園・降園が現行の運行時刻より約10程度早い個所・遅い個所が生じる。

(参考)現行の八千代区通園バスの乗車定員 大人3人+幼児51人

○運行管理業務委託費の比較

現 行	年間	14,300,000 円	平日・土曜とも3台運行
改正案A	年間	11,800,000 円概算	平日・土曜とも2台運行
改正案B	年間	10,800,000 円概算	平日2台・土曜1台による運行
改正案C	年間	10,200,000 円概算	平日のみ2台運行 *土曜は無し

八千代区通園バス時刻(案)

2台運行

2号車(大和～下三原～中野間～下野間)

登園		降園		降園		降園	
場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)	場 所	時刻(案)
	時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)		時刻(現在)
上三原 (大和)	8:10	キッズ ランド発	13:30	キッズ ランド発	16:30		
	8:16		//		//		
中三原 (大和)	8:13	本村 (下野間)	13:36	本村 (下野間)	16:36		
	8:19		13:38		16:38		
柳山寺 (大和)	8:20	保木 (下野間)	13:38	保木 (下野間)	16:38		
	8:26		13:40		16:40		
下三原	8:28	天神 (下野間)	13:42	天神 (下野間)	16:42		
	8:34		13:45		16:45		
花の宮 (中野間)	8:33	花の宮 (中野間)	13:44	花の宮 (中野間)	16:44		
	8:25		13:47		16:47		
天神 (下野間)	8:35	下三原	13:47	下三原	16:47		
	8:27		13:36		16:36		
保木 (下野間)	8:36	柳山寺 (大和)	13:52	柳山寺 (大和)	16:52		
	8:28		13:40		16:40		
本村 (下野間)	8:40	中三原 (大和)	13:59	中三原 (大和)	16:59		
	8:32		13:45		16:45		
キッズ ランド着	8:47	上三原 (大和)	14:07	上三原 (大和)	17:07		
	8:42		13:51		16:51		

「現行3台を2台へ改正することによる違いなど」

○2台運行により乗車時間は、約37分となる。

現行の乗車時間は、1号車約20分、2号車約19分、3号車約27分

○2台運行により、登園が現行の運行時刻より10分程度早い個所・遅い個所が生じる。

降園については、現行の運行時刻より約15分程度遅くなる個所が生じる。

(参考)現行の八千代区通園バスの乗車定員 大人3人+幼児51人

(2・3号認定者対象)

保育を必要とする事由の認定基準

保護者の就労状況などから下表にもとづき、保育の認定が決まります。

保育を必要とする事由	認定の基準・有効期間	必要な書類 (保育を必要とする事由証明書等)
1 就労	<ul style="list-style-type: none">フルタイム、パートタイム、夜間、自営業、農業、内職など基本的にすべての就労居宅外、居宅内を問わない常に児童と離れて日常の家事以外の労働をしていること月48時間以上の労働に従事していること(週3日以上、1日4時間以上)一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く	<ul style="list-style-type: none">○保育を必要とする事由証明書(※①勤務証明書)
2 妊娠、出産	<ul style="list-style-type: none">出産月を含む最長4ヶ月ただし母親の健康状態により期間は延長できる	<ul style="list-style-type: none">○母子手帳(写)○診断書
3 保護者の疾病、障害	<ul style="list-style-type: none">医師の診断書などにより保育ができないと認められる場合1ヶ月以上状態が続くこと	<ul style="list-style-type: none">○診断書○身体障害者手帳○精神障害者保健福祉手帳○療育手帳
4 同居または長期入院等している親族の介護、看護	<ul style="list-style-type: none">兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護をしていることなど同居または長期入院等している親族を常時介護、看護していることなど1ヶ月以上状態が続くこと	<ul style="list-style-type: none">○被介護者、看護者の診断書等○介護、看護の状況が分かる書類
5 災害復旧	<ul style="list-style-type: none">震災、風水害、火災などの災害復旧にあたっていること	<ul style="list-style-type: none">○申立書○り災証明書等
6 求職活動	<ul style="list-style-type: none">起業準備を含む90日(3ヶ月)を限度とする期間経過後も保育が必要な状況である場合には期間は延長できる	<ul style="list-style-type: none">○ハローワークカード○雇用保険受給者資格証○求職活動申立書等
7 就学	<ul style="list-style-type: none">職業訓練校等における職業訓練を含む	<ul style="list-style-type: none">○在学証明書○学生証○時間割等スケジュールが分かるもの
8 虐待やDVのおそれがあること	<ul style="list-style-type: none">保護者による虐待のおそれがあり社会的養護が必要であると認められること保護者が配偶者からの暴力を受けていることにより、保育を行うことが困難であり社会的養護が必要であると認められること	<ul style="list-style-type: none">○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
9 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	<ul style="list-style-type: none">年長児である場合や保護者の健康状態など子どもの発達上環境の変化が好ましくないこと原則、育児休業の対象児童が満1歳になる月末までとするが、保護者の希望によりその年度末まで延長することができる(※ただし、延長を希望される場合、担当課へ相談) <p>※全てにおいて原則復職予定であることを必要とする。</p>	<ul style="list-style-type: none">○育児休業取得期間証明書○育児休業証明書○育児休業給付金支給決定通知書
10 その他、上記に類する状態として町が認める場合	<ul style="list-style-type: none">1～9に類する状態として町が認める場合であること	<ul style="list-style-type: none">○町が必要と認める書類(各事由ごと)

※保護者の就労状況等と保育を必要とする事由によって保育の必要量(利用時間)が決まります。

保育標準時間(1日11時間の利用が可能) → 就労などで月120時間以上

保育短時間(1日8時間の利用が可能) → 就労などで月48時間以上

平成28年度

放課後児童健全育成事業（学童保育）の考え方について（案）

・4年生以上の受入

子ども・子育て支援新制度の施行により、平成27年度から小学4年生以上の受入が可能に。多可町も4年生以上を受け入れている。ただし、1～3年生の入所を優先。4～6年生については審査委員会に諮り、必要と認められた場合に限り4年生から順に優先して受け入れている。

高学年の入所が認められる理由（例）

- ・保護者に障がいがあり、家庭においてどうしても見るできない場合
- ・ひとり親家庭で、保護者の帰りが遅くなる場合 など

平成28年度も、本年度の考え方を継続する。

・長期休業期間の開所時間の変更

長期休業期間中の開始時刻を早めてほしいとの要望が多いので、開始時刻を30分早める。

【現行】

- ①平日 … 通常教育時間終了後～午後7時
- ②土曜日・長期休業期間 … 午前8時～午後7時

【変更後】

長期休業期間（夏休、冬休、春休）のみ、午前7:30～午後7時とする。

ただし、午前7:30から利用する場合は、保護者が理由を記して申請するものとし、教育委員会の承認を得ることとする。

多可町の病児保育事業 実施計画（案）

H27.8.4 子ども・子育て会議資料

■病児保育事業の必要性

子どもの病気は、働いている親にとって最大の難関ともいえる。病気の子どもは保育所に預けることができない（37.5度以上の発熱で、預かってもらえない場合がほとんど）。よって、保護者が仕事を休んで保育をするか、祖父母に預けるしか方法がないというのが実態である。近くに祖父母が住んでいる場合はよいが、遠方から祖父母に来てもらっている話もよく聞く。なかでも母子・父子世帯は預けるところもなく、仕事を休むしかない。0歳、1歳の子どもでは、一度熱を出すと3、4日お休みになることも珍しくないし、水疱瘡などの感染症にかかれば1週間はお休みしなければならないことになる。

多可町では平成22年度から「みどり保育所（現・みどりこども園）」で病後児保育事業を5年間実施してきたが、病気回復期という利用条件から利用のしにくさもあり、年間の利用人数が10人程度にとどまっている。このたび中区の「おひさまにこにこクリニック」から、病児保育をぜひとも実施したいとの申し出があった。病気の子どもを預かってもらいたいという保護者のニーズは、かなりの数と推察される。子育て支援サービスをより充実させるため、みどりこども園での病後児保育の利用促進も図りながら、おひさまにこにこクリニックでの病児保育を平成28年度から実施したい。

※近隣市町では三木市、小野市、加西市、西脇市、丹波市が病児保育を実施しており、加東市と多可町が実施していない。

■病児保育とは

保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な育成を図ることを目的として、病気中に、家庭や集団での保育が困難な子どもを一時的に預かる。

■おひさまにこにこクリニックの思い

保護者からの要望がたくさんあるので、病児保育事業を検討したい。特に父子世帯を助けたい。民間園や公立園と連携し、病児保育をすることで子育てを応援したい。ひいては、多可町に多くの若者が住むことにつながるのではないか。

■県こども政策課の見解

- ・みどりこども園で実施している病後児保育の利用が伸びない状況で、また子ども・子育て支援事業計画のなかで病児保育が位置づけられていないなかで、いきなり国庫補助事業での実施は無理。
- ・県単独補助事業で試験的に実施してみて、利用が伸びるようであれば、子ども・子育て支援事業計画を見直ししたうえで、国庫補助事業に移行してはどうか。

■町が負担する必要経費

平成27年度に開設準備（保育室改造、備品購入等）を行い、平成28年度から事業実施とする。

- ・県単独補助事業 診療所型小規模病児保育事業
看護師を1名以上配置（保育士不要）
利用児童 2名以内
補助基準額 開設準備経費 2,000千円、運営費補助 3,400千円
費用負担 県1/2 町1/2

町負担額 H27年度 2,000千円×1/2 = 1,000千円
H28年度以降 3,400千円×1/2 = 1,700千円

・利用が伸び国庫補助事業に移行した場合

費用負担 国 1/3 県 1/3 町 1/3

基本分 2,417,000円 + 加算額 504,000円 (10~49人) = 2,921,000円

町負担額 1/3 975,000円

基本分 2,417,000円 + 加算額 2,518,000円 (50~199人) = 4,935,000円

町負担額 1/3 1,645,000円

基本分 2,417,000円 + 加算額 4,280,000円 (200~399人) = 6,697,000円

町負担額 1/3 2,233,000円

■事業計画（スケジュール）

平成27年12月 12月補正予算を要望

平成28年 1月 県へ補助金申請

2月 開設準備（保育室改造、備品購入等）

平成28年 4月 病児保育事業を開始

■病児保育事業の計画

1 実施場所 おひさまにこにこクリニック

2 開所時間、曜日

おひさまにこにこクリニック 診療時間

月・水・木・金曜日： 8時30分～18時30分

火曜日、第3水曜日、土曜日： 8時30分～12時30分

日曜日、祝日、年末年始、お盆、その他当院臨時休診日： 閉所

3 対象

【診療所型小規模病児保育事業】 の対象となる幼児、児童

おおむね10歳未満 10歳以上は要相談（受け入れも可能）

町外も受け入れ可

4 定員 2名以内

5 利用料金

一人 1回利用 1500円 ※半日（4時間以内）利用 1000円

ただし、町外の利用者は 1回利用 2000円とする。

■病児保育を利用する際の手順

おひさまにこにこクリニック、またはかかりつけ医で診察を受ける。

利用日前日までにおひさまにこにこクリニックへ電話で利用を申し込む。

医師に「医師確認連絡票」を作成してもらい、おひさまにこにこクリニックへ持参。

利用申込書を記入し、利用する。

公私連携による両キッズランドの運営について（案）

H27.8.4 子ども・子育て会議資料

キッズランド民営化の目的 「なぜ民営化をやるか」

◆3区の保育環境を同じに

八千代区	キッズランドやちよ	平成12年	幼保一体施設 0～5歳児の保育園、3～5歳児の幼稚園
第1ステップ	キッズランドかみ	平成23年	幼保一体施設（4施設を統合） 0～5歳児の保育園、3～5歳児の幼稚園
第2ステップ	中町幼稚園の閉園と3保育所の認定こども園化	平成27年	中区には5歳児の幼稚園しかなかった → 3つの幼保連携型認定こども園 0～5歳児の保育園、3～5歳児の幼稚園
第3ステップ	両キッズランドの認定こども園化、民営化	→	町内5こども園

◆認定こども園の普及・推進と施設型給付費の受給

子ども・子育て支援新制度の柱

国 幼稚園と保育所のよいところを一つにした認定こども園を普及

兵庫県 H26.4.1 118園 → H27.4.1 230園

全国 H26.4.1 1,360園 → H27.4.1 2,836園

公立施設には施設型給付費なし → 私立施設には施設型給付費の支給あり

施設型給付費

例) 乳児1人 月額17万円

14万円（国1/2 県1/4 市町村1/4）

保育料3万円

※公立施設には、国から交付税あり

公立施設には改修費補助金なし → 私立施設には改修費補助金あり

国県1/2 町1/4 施設1/4

◆「民」でできることは、「民」で

民間事業者が施設型給付費を受けながら、公私連携で運営

運営を丸投げするのではなく、「公」が深く関わりながら運営を支援する

「公私連携幼保連携型認定こども園」

町と法人が協定を結び、教育・保育、子育て支援事業の内容について担保する協定に違反した場合、是正勧告、指定取消しをすることができ、町が指導監督。公立職員の認定こども園への派遣、幼稚園教育研修の充実、園所長会の開催、園訪問・指導の継続、町職員の法人理事会への参画

◆保育教諭の正規雇用と処遇改善

キッズランドの嘱託職員を法人で正規職員として雇用してもらう
施設型給付費には、保育教諭の処遇改善費が含まれている

◆公立でなければならない理由とは

子ども・子育て支援事業計画 ニーズ調査 公立運営を望む声

理由 「安心してまかせられる」 民間事業者は？

子どもの安全・安心の徹底、サービスの充実、教育・保育の質向上
民営化により削減できた経費を、保育料軽減へ

保護者のニーズ → 安全・安心、教育・保育の質の向上、サービスの充実、
安い保育料、そして園への信頼

三者懇談会（保護者代表、町、事業者）の開催

両キッズランドの現状と課題

◆正職員率の低さ

平成17年の合併当初から、正職員の採用は行わず、嘱託保育士のみ採用

H26.10.1 多可町 正職員17人 嘱託40人 正職員率 29.8%

三木市、小野市、丹波市 約50%

西脇市、加西市、加東市 70%超

近年、両キッズランドにおいて嘱託保育士の確保に苦労している現実がある
民間の正職員のほうが処遇が良く、民間へ流れる

◆H27.7.1 正職員15名（保育士14、養護教諭1）と嘱託職員46名（保育士37、園務員2、養護1、調理師6）と臨時職員（保育補助9人）の扱い

→ 正職員は町一般事務職へ、嘱託職員・臨時職員は民間こども園へ？

◆職員体制の切り替え（公立の体制→ 民間新体制へのスムーズな移行）

→ 移行前の1年間は民間から職員派遣。移行後の1年間は公立職員を派遣。

◆教育・保育の「質」の保障 →研修の充実、保護者アンケート、第三者評価の義務づけ

◆施設の老朽化、改修

キッズかみ H23.4 建設 築後4年

キッズやちよ H12.4 建設 築後15年 梁の腐れあり

施設を改修して譲渡するか、譲渡してから改修するか。

保育所緊急整備事業補助金（国県1/2 町1/4 施設1/4）で対応か

民営化の目標時期

◆交付税算定の一本化（H33.4）まで、あと6年

合併後10年間は地方交付税の優遇措置。平成28年度～ 段階的に交付税減額

H33.4 優遇措置は全て無くなり、交付税が一気に下がる

→ 民営化の目標を何年後に設定するか。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
かみ						
やちよ						

H27年度 子ども・子育て会議で方向性検討、保護者との協議、議会調整

H28年度 子ども・子育て会議で決定、議会で議決（民営化決定までに2年間）

H29年度 保護者説明会、事業者の公募・選定

H30年度 移行準備期間（事業者決定から1年間）

加美区、八千代区 保護者への説明責任、丁寧な説明をしてご理解を得ていく。